

平成26年 2 月 8 日

鎌倉市議会議長 様

議 員 名 中 澤 克 之

鎌倉市議会閉会中につき、鎌総第1047号について再質問を行いたく、提出いたします。

なお、回答期限についても、下記の理由により、平成26年 2 月17日までを希望いたします。

記

1 質問項目

- 1) 法的根拠について
- 2) 契約解除手続きについて
- 3) 責任について

2 質問理由・趣旨

- 1) 平成26年 1 月31日付質問主意書において、質問項目（1）から（3）で「法的根拠」を示すよう求めているにも拘わらず、何ら法的根拠を示していない。平成25年12月13日、政策創造担当部を所掌する大谷副市長が、総務常任委員長に対して、「弁護士および税理士と相談する」と発言し、「時間がかかる」と総務常任委員会を休憩して回答を待った。弁護士および税理士の回答の報告はなされないままであるが、当然回答を得たものとする。政策創造担当部の「考える」回答ではなく、質問の通り「法的根拠」を示し、再度回答を求める。
- 2) 鎌総第1047号の回答では、「協議して進めていくこととなるが」とある。平成25年12月19日の議長発言により、「自治体運営型通販サイト」事業は断念した。1か月以上もたっているにも拘わらず、なぜ「進めていく」なのか。すでにどこまで協議が進んでいるのか、具体的な回答を求める。
- 3) 最終的な「責任」が市長にあるのであれば、今回の事件に対して、市長はどのような「責任」をとるのか。具体的な回答を求める。

3 回答期限を指定する理由について

平成26年 2 月19日から、平成26年 2 月定例会代表質問のため。